

ファンド監査に関する規則

2026年3月25日 制定

1. 目的

この規則は、投資一任契約に基づき行う業務に係る顧客資産の管理について顧客（特定投資家を除く。）が信託会社等への信託をする場合において、投資一任会員（定款の施行に関する規則第2条第15号に定める投資運用会員のうち同条第10号に定める投資一任業者をいう。）が顧客資産に組み入れるファンドに係る外部監査の要件を定めることを目的とする。

2. 用語の定義

この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

イ ファンド

金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。

ロ ファンド監査

ファンドに係る外部監査をいう。

ハ 信託会社等

金商業等府令第130条第1項第15号に規定する信託会社等をいう。

3. ファンド監査の対象となる財務諸表

ファンド監査の対象となる財務諸表は、貸借対照表、損益計算書（損益及び剰余金計算書その他損益計算書に類する書類を含む。）及び監査の対象とすべきその他の財務計算に関する書類とする。

4. ファンド監査を行う主体

(1) ファンド監査を行う主体は、ファンド及びファンドの発行者等との間に公認会計士法第24条又は第34条の11に規定する著しい利害関係のない公認会計士又は監査法人であり、かつ、ファンド監査に関し監査人として適当な専門的能力と実務経験を有する者とする。

(2) ファンドが外国籍の場合は、(1)の公認会計士法第24条又は第34条の11に規定する著しい利害関係のない公認会計士又は監査法人を、外国においてこれらに類する者に読み替えて適用することができる。

5. ファンド監査の基準及び手続

(1) ファンド監査は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施されなければならない。

(2) ファンドが外国籍の場合は、ファンド監査は(1)の我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準又はこれと同等の基準、例えば米国において一般に公正妥当と認められる監査の基準又は国際監査基準に準拠して実施されなければならない。

6. 規則の改正

協会は、この規則を変更しようとする場合には、あらかじめその内容を金融庁長官に通知するものとする。

附 則

この規則は、2026年4月1日から施行する。